



令和6年12月24日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和6年12月24日付けで、国土交通大臣から国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、令和6年12月23日付けで、中部地方整備局長及び中国地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧下さい。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、確認検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

(問合せ先)

住宅局 建築指導課 建築安全調査室

電話：03-5253-8111

1. ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査等を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 7 年 1 月 21 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

事実①

大阪府内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が建築基準法（以下「法」という。）第 18 条の 3 に基づく平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 835 号（確認審査等に関する指針）第 1 第 2 項第 1 号の規定により申請書等の記載事項が相互に整合していることを確かめる必要があるにもかかわらず、過失により整合していない（法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき中間検査を行う必要がある建築物であるにもかかわらず、確認申請書（第三面）17. 特定工程工事終了予定年月日に記載がない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

事実②

大阪府内 1 件の建築物の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が過失により、当該建築物が法第 44 条第 1 項の規定に適合していない（建築物に附属する塀等は、道路内に、又は道路に突き出して建築してはならないにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として検査済証を交付した。

事実③

福岡県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により、当該建築計画が法第 58 条第 1 項の規定に適合していない（高度地区内において建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならぬにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

事実①の関連

資格者名 森 直樹（登録番号：第 5000498 号）

処分権者 中部地方整備局長

処分内容 業務禁止 10 日（令和7年1月 17 日から令和7年1月 26 日まで）

事実②の関連

資格者名 祖父江 定男（登録番号：第 6000276 号）

処分権者 中部地方整備局長

処分内容 業務禁止 20 日（令和7年1月 17 日から令和7年2月 5 日まで）

事実③の関連

資格者名 成重 和徳（登録番号：第 9000582 号）

処分権者 中国地方整備局長

処分内容 業務禁止 10 日（令和7年1月 17 日から令和7年1月 26 日まで）